

平成 20 年 5 月 21 日

## コーポレート・ガバナンス上の諸課題と今後の検討の方向（1 案）

コーポレート・ガバナンス上の論点整理	今後の検討の方向
<p>1. はじめに……関会長の問題提起</p> <p>(1) 委員会設置会社は、平成 15 年の改正商法施行に伴い発足したが、施行後 5 年を経過するも約 110 社前後と上場会社の 3% 弱に過ぎない。今後も増加の傾向はない。</p> <p>(2) 従って、大多数をしめる監査役会設置会社のコーポレート・ガバナンスを充実するしか、世界に通用する日本企業のコーポレート・ガバナンスの再生を示すことはできない。その場合、現行会社法においては、監査役の職務権限が、幅広く認められた結果として、その権限を有効に行使できない現状があるのではないか。その意味では、むしろ特定の事項については、監査役の職責を具体的に明定し、必ず行使しなければならないとすることを考えたらどうか。</p> <p>→コーポレート・ガバナンスに関連して、</p> <p>①社外役員が実質的に働く仕組みが社内にはないのではないか。例えば、社外監査役が監査役会の議長になるなど。②アメリカの年金基金等に比較し、日本の株主は何をしているか。③法制制度の一元化はよいことか。各省の競争があった方がよい（江頭）</p> <p>→監査役会議長が誰かということは大きな要素（八田）</p> <p>→海外も参考としつつ、わが国の監査役（会）に必要な役割・機能、具体的業務を検討する視点は重要（CPA）</p> <p>→本懇談会の議論の範囲について、上場会社のコーポレート・ガバナンスのあり方全般に関するものか、監査役の職務や監査に限定するのか明確にする必要あり（池田）</p> <p>→妥当性判断の具体的な射程とその根拠理由の整理（岩原提案「政策的要素が低い</p>	



<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営判断原則適用の一材料（岩原）。</li> <li>● 濫用的買収の場合には、監査役の意見が、裁判所において一定の意味を持つことはあり得る。ただし、社外取締役の方がより適している（大杉）。</li> <li>● 政策決定の二元化のおそれが少ないことが前提（岩原）。</li> <li>● 監査報告書への監査役意見を記載することは、検討課題（岩原）。</li> <li>● 協会としてベストプラクティスを作ることはどうか（弥永、関）。</li> </ul> <p>【大規模な第三者割当増資】</p> <p>監査役意見の開示に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策決定の二元化をもたらす基本的には適切ではない。ただし、監査報告書への記載は検討課題。著しく不公正な新株発行の差し止め等も検討課題（岩原）。</li> <li>● 監査役意見書を証券取引所の適時開示の対象とすることは、監査役の意見が公正かつ適切なものとして資本市場の信頼が得られることが前提であり、条件整備が課題（岩原）。</li> <li>● 監査役役割は、株主の意見形成への協力。第三者割当増資に際し、その賛否及び理由を開示させる慣行を作ることの一つの有力な考え方（大杉）</li> </ul> <p>② 株主提案に対する監査役会意見の開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令上、監査役会の意見を開示するよう義務づけるか。運用による解決を図るか。 →監査役会意見を招集通知に記載することは、法令上問題はないか。</li> <li>● 監査役会として取締役に対し、意見を開示するよう求め、招集通知に記載することは、法令上問題はないか。</li> </ul> <p>③ 株主代表訴訟制度における監査役会の</p>	<p>上記「買収防衛策」と同様に検討。</p>
---	-------------------------

<p>役割見直し——訴訟委員会としての機能を付与できないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不提訴理由制度の充実により、監査役会の意見を裁判所の判断ベースにできる方向に持っていく。また、会社法 847 条に関する国会審議に際し、削除された政策的判断事項をどう解釈するか（岩原）</li> </ul> <p>→株主代表訴訟の濫用的行使の防止等につき要検討（高橋）</p> <p>→裁判所が、訴訟却下又は棄却するために求められる「不提訴理由の通知内容」→「裁判所の判断に必要な主張・立証」と「防御のための必要性」のバランス</p> <p>④ 企業集団における親会社取締役の権限・責任の明確化と監査役会の監査責任の明確化</p> <p>→連結財務諸表を中心とするディスクロージャー制度との整合性についても要検討（CPA）</p> <p>(2) 監査役会体制の強化</p> <p>① 社外取締役・社外監査役の資格要件の見直し……親会社派遣役員の社外性を認めない</p> <p>→社外要件の見直しに賛成。外観的だけでなく実質的にも独立性を確保必要。また、社外役員の役割・機能の検討・整理も必要（CPA）</p> <p>→社外監査役の独立要件厳格化等要検討（高橋）</p> <p>② 監査役会の専門性と独立性の強化</p> <p>→監査役会の中で、1 人でも専門家がいればよいということ。独立性は、社外の監査役中心になる形が取れば、高まる。まず、独立性があり、その上で専門性や監査スタッフの充実が必要という</p>	<p>① 社外要件を厳格化することについての問題点想定される反対意見</p> <p>② 法務省令等による専門性の義務づけは必要か。求められる専門性は、「会計」「法務」その他何があり、その判断の基準は？</p> <p>独立性については、「社外監査役半数以上」を「社外監査役過半数」にするか→上場会社の 7 割は実質過半数にある。</p>
--	---

<p>こと（増田）</p> <p>③ 監査に関する監査役の執行権を付与、監査役の補助使用人を充実化 →監査役の責任範囲について、要検討（高橋） →経団連の考えというか、むしろ御手洗会長の考えは、取締役と監査役の職責をきちんと整理しようという前向きな考えをもっている。業務の執行に関するところは取締役がカバーすべきであり、監査に関する部分は、監査役（会）が決めていっていいのではないかと（阿部）</p> <p>④ 監査役による監査活動の開示……必要に応じた監査活動の開示と監査報告の記載事項の充実</p> <p>→ファンクション毎の監査役役割が見えてこないことが十分説明ができない原因（八田）</p> <p>(3) 会計監査人の選任及び報酬の決定</p> <p>① 会計監査人の選任議案や報酬の決定の問題は、それだけには止まらず、金融商品取引法上の有価証券報告書等や内部統制報告書の監査証明を行う公認会計士・監査法人の選任や報酬の決定の問題と併せて検討する必要があることに、留意する必要がある。体制の整備が必要。</p> <p>経済界において監査役が果たす役割と重みについての理解が十分に備わって、そのような体制が形成されるのであれば、現行法における会計監査人選任・解任の同意権や議案提出請求権でも決定権とさして変わらない役割を監査役は果たしうるのではなかろうか（岩原）</p> <p>→監査に関わることであれば、業務執行と切り離して監査役（会）に委ねて良いところまで変わってきている（阿部）</p>	<p>③ 具体的な内容につき個別に検討する。</p>
---	----------------------------

→インセンティブのねじれにつき、同意権があれば決定権を与えなくともよいとの意見には、監査役にイニシアチブを与えてはいけないという理由がどこにあるのか、疑問（八田）

→会計監査人の選任及び報酬について、現実の監査役の選任実態、運用等を考えた場合にうまく機能するかという岩原委員の意見に対しては、経団連の御手洗会長の意見が方針として出されれば、財界として大きなうねりになる。お金を決めることは実質的指名権に影響する（伊藤）

→監査人の立場から経営者の提示した報酬になぜ拘束されるのか。適正な監査をするために相当額必要だといえば経営者側も応じざるを得ないのではないか。制度を変えるためには、「本当に問題なのは何か」を深く掘り下げて検討すべきではないか（江原）

→監査役（会）は、会計監査人の独立性確保等に関する環境整備の役割を担っている（EC 会社法第 8 号指令）（CPA）

→証券監督者国際機構（IOSCO）のステートメント（会計士協会報告資料）を参照すべし。ただし、その前提として監査役の独立性や監査スタッフの充実を図る必要がある（CPA）

→「インセンティブのねじれ」については、諸外国においても「ねじれ」を克服しようとするのが趨勢。わが国においても目に見える形で克服していくことは重要。その場合、監査役に中心的役割を持たせることが監査役と監査人との連携強化にも繋がる。公認会計士法改正案の衆・参両院の附帯決議あってから、既に 1 年が経過している。具体的な検討が早急に必要（池田）

→会計監査人の選任決定権は、監査役の資質や監査実態に基づいた点から困難とは一概に言えない。実態を整理する必要

<p>あり（高橋）</p> <p>(4) 会社法監査と金融商品取引法監査の調整</p> <p>① 単純な統一は困難。有価証券報告書の開示が計算書類や事業報告による開示より量的に多いというのであれば、公開会社においては有価証券報告書の作成をもって計算書類や事業報告の作成とみなし、株主に送付する計算書類や事業報告には会社法が要求する情報の範囲が含まれていればよい。監査も同様に考えられるが、監査手続、スケジュール等具体的検討が必要（岩原）</p> <p>② 有価証券報告書の開示が量的に多いということであれば、有価証券報告書作成をもって計算書類や事業報告の作成とみなし、株主に送付する計算書類や事業報告には、会社法が要求する情報の範囲が含まれていればよいとする等の工夫を検討。「みなし」によって、どれだけの負担軽減になるか（岩原）</p> <p>→一元化は、公開会社において、連結財務諸表中心で考えていこうということ（増田）</p> <p>→論点として、①ディスクロージャー制度の一元化（岩原意見の検討）、②両法の監査人の一元化（岩原意見の検討）、③財務報告内部統制報告書及びその監査報告書を株主総会の報告事項とすることは検討に値する（CPA）</p> <p>→単体の開示情報も重要。連結のためにも単体開示は残す意義あり。岩原委員の意見「公開会社において有価証券報告書の作成をもって、会社法上の計算書類等の作成と「みなす」という考え方を理論的・実務的に検討（池田）</p>	
<p>3. 東京証券取引所からの問題提起（資本市場に</p>	

<p>おける諸課題)</p> <p>(1) 株式併合により株主の権利が剥奪される、あるいは大量の第三者割当増資による株主の権利の希釈化など</p> <p>(2) 反社会的勢力の証券市場への介入のおそれ</p> <p>(3) 親子会社上場に伴う支配株主による子会社少数株主の利益侵害に対する対応</p> <p>(4) MBOにおける、評価プロセスの透明化</p> <p>(5) 株主総会提出議案に対する投票結果の詳細開示</p> <p>(6) 役員の選任・解任理由に関する充実した開示</p> <p>(7) 上場制度総合整備プログラム関連</p> <p>① 企業行動規範の拡充(親会社出身社外役員の不選任、支配株主との取引等、株式発行、株式併合の取扱い等)</p> <p>② コーポレート・ガバナンスの更なる充実に向けた検討(上場会社コーポレート・ガバナンス原則の改訂、コーポレート・ガバナンス報告書の記載事項の見直し)</p>	<p>上記、2-(1)参照</p> <p>本懇談会で取り上げるべきか?</p> <p>上記、2-(1)参照</p> <p>上記、2-(1)参照</p> <p>上記、2-(1)(2)参照</p> <p>本懇談会で取り上げるべきか?</p>
<p>4. 日本公認会計士協会からの問題提起(監査人監査における諸課題)</p> <p>(1) ディスクロージャー制度に関する論点</p> <p>① ディスクロージャー制度の一元化……公開会社の場合、金融商品取引法によるディスクロージャーに統一(有価証券報告書の拡充)、有価証券報告書の早期提出(そのために記載事項を簡素化)、連結財務諸表中心の開示</p>	<p>上記2-(3)、(4)参照</p>

<p>② 会社法監査と金融商品取引法監査の一元化……二重監査の負担解消(金融証券取引法による監査制度に統一)</p>	<p>上記 2-(3)、(4)参照</p>
<p>③ 公開会社の採用する会計基準……国際的な会計基準に対応(連結=国際、個別=わが国基準)</p>	<p>本懇談会で取り上げるべきか?</p>
<p>④ 企業会計への税法の影響排除……確定決算主義を採らないことを認める</p>	<p>本懇談会で取り上げるべきか?</p>
<p>(2) コーポレート・ガバナンスに関する論点</p>	
<p>⑤ 経営者(取締役)、監査役(会)、公認会計士・監査法人によるコーポレート・ガバナンスのあり方……公開会社については、各機能のバランスを考慮し、監視する側が機能するよう検討、資本市場の規制と整合する方向で両法の規制を検討、ディスクロージャー制度と親子会社法規制の整合性を検討</p>	<p>上記、各論点参照</p>
<p>⑥ 監査役の独立性、専門性、及び監査役のスタッフの充実……社外監査役が有効に機能する方策、監査役に必要とされる一定の専門性(会計的知識)確保、監査役に対する監査に関する執行権限の付与とスタッフの充実、経営者と会計監査人の見解が異なるときに監査役の調整機能が発揮される仕組みの検討</p>	<p>上記、2-(2)参照</p>
<p>⑦ 公認会計士・監査法人の選任手続……社外監査役を中心とした監査役会が会計監査人の選任議案を株主総会に提出</p>	<p>上記、2-(3)参照</p>
<p>⑧ 公認会計士・監査法人の監査報酬の決定の問題(「インセンティブのねじれ」の解消)……執行側でなく、監査する側である監査役会が監査報酬を決定する方向で検討</p>	<p>上記、2-(3)参照</p>
<p>以上</p>	

【岩原】監査役の業務監査権限は、原則は適法性監査に限られるものの、個別の監査役権限に関しては、妥当性監査を認めたり、場合によっては監査役が業務執行そのものを担うことが認められてきたわけであり、そのような権限を認めることは監査役に関する法体系に反するためにそもそもあり得ないということとは言えないと思われる。業務執行や妥当性監査は元来は取締役（会）の権限事項であるが、政策的要素が低く、経営者からの独立性の高い判断が求められるような業務執行や妥当性監査の事項については、監査役の権限に帰属させてもよいということではなかろうか。しかし会計監査人の選任や報酬の決定、買収防衛策・第三者割当増資・関連会社取引の妥当性等、現在提案されている監査役の業務執行権限や妥当性監査に係る権限は、計算書類の作成や企業組織の根本等、経営の核心に迫る業務執行に係る権限であり、そこまでの権限を認めることは、原則としては業務執行権限や妥当性監査権限を認めてこなかった監査役の会社機関としての位置づけを大きく変えて、我が国のコーポレート・ガバナンスのあり方の基本を動かすことにならないか、それは我が国におけるコーポレート・ガバナンスのあり方として適切か、また現在の監査役に関する法制や実態がそのような権限拡大にふさわしいものになっているか、等の問題が検討されなければならない。……………そして何よりも現実の監査役の選任の実態、監査役に就任する人のあり方、制度の運用等を考えた場合、監査役に業務執行に関与する権限を与えて、うまく機能するのであろうか？